

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	土砂埋立て等に係る許可等に基づく措置命令等	
根拠法令・条項	堺市土砂埋立て等の規制に関する条例第26条	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>(命令)</p> <p>第26条 市長は、土砂埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂埋立て等について第9条の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土砂埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、第9条又は第15条第1項の規定に違反して許可を受けないで土砂埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該土砂埋立て等に使用された土砂の全部又は一部を撤去するとともに、土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市長は、第24条第3項又は次条第2項に規定する者が、土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、第24条第3項の通知又は次条第2項の取消しに係る土砂埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市長は、第9条の許可を受けた者に係る土砂埋立て等が、第14条第1項第5号又は第6号に適合しないと認めるときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、当該許可に係る土砂埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>5 市長は、第9条の許可を受けた者に係る埋立て等区域からの排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者に対し、その原因の調査その他当該許可に係る土砂埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	ただし、上記第26条第1項の規定は、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に該当するため、手続を省略する。その他についても行政手続条例の同規定に該当するときは、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	